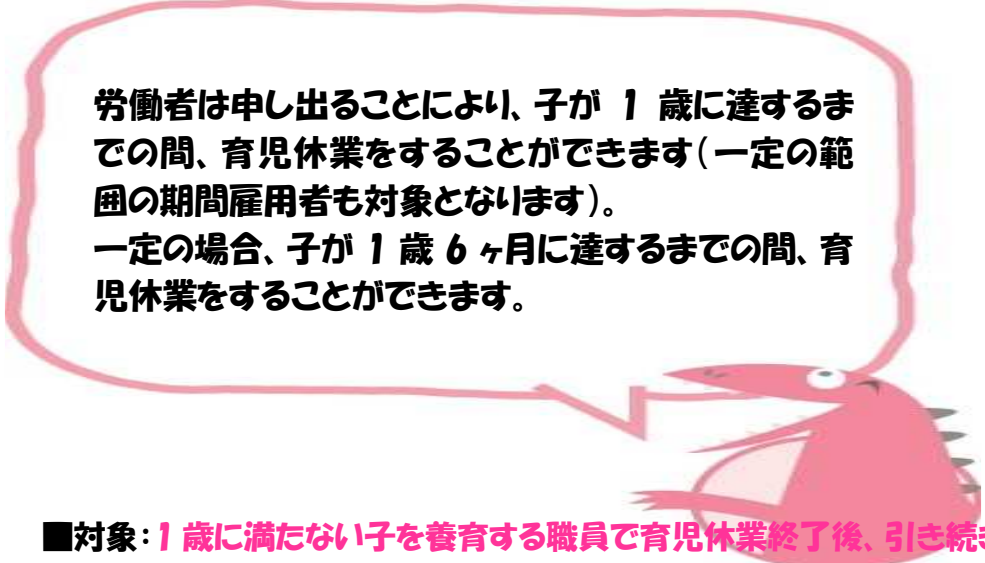


育児休業制度

を活用して子育てを楽しもう！

Q. 育児休業制度ってなに？

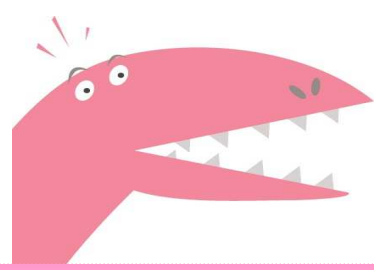


労働者は申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。一定の場合、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

- 対象: 1歳に満たない子を養育する職員で育児休業終了後、引き続き勤務意思のある者。
ただし下記の対象の職員は不可
勤続1年未満の職員
育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
1週間の所定労働日数は2日以下の職員
- 期間: 子が1歳に達するまで
- 提出書類: 育児休業申出書(休業開始予定日の1ヶ月前までに上司へ提出)
- 給与: 無給※育児休業給付金(子が1歳になるまで)として雇用保険から支給あり

Q. 1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができるって

どんな場合？

- 
- ① 保育所(許可)の入所を希望しているが、入所できない場合。
 - ② 職員の配偶者で、子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子の養育が困難になった場合。